

医療費の一部負担金の返還について

皆様方には当院に対し平素よりご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、令和4年10月診療分から令和5年2月診療分にかけて、入院費用の計算に誤りがあったことがわかりました。皆様方にはご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

そこで当院では現在、該当の方へ誤って徴収した入院費用をお知らせし、返金手続きを進めています。大変お手数をお掛けし申し訳ございませんが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後は、施設基準の届出・運用の内容を適切に管理し、再発防止に努めてまいります。

記

1. 計算誤りの概要

令和4年10月より適用となりました「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和4年厚生労働省告示第269号）及び、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和4年厚生労働省告示第270号）において算定要件である患者数のカウント方法を誤っていたため「看護職員処遇改善評価料」の点数を多く（1日あたり40円）請求していたものです。

2. 返還対象期間：

【令和4年10月1日～令和5年2月28日】

3. ご返金させていただく内容・金額

対象人数

・997名

健康保険にかかる自己負担額のうち該当する項目にかかる金額

・返金総額 71,460 円 ※1人当たり（10円～1,200円）

4. 返金について

別紙「返金依頼書」に振込先の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）をご記入の上、令和5年9月29日（金）までに、同封の返信用封筒にてご返信をお願いいたします。

なお、返金については、返信期日より1カ月後を目途に振込させていただく予定です。

5. お問合せ先

ご不明な点は下記担当までご連絡ください。

[担当]

益田赤十字病院 企画課

TEL0856-22-1480（代）